

星槎道都大学 研究インテグリティの確保に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、「星槎道都大学研究活動に係る行動規範」に基づき、星槎道都大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対してあらたな確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、は次に掲げる者とする。

(1) 本学が定める就業規則に基づき雇用されている者のうち、研究活動を行う者（ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントを除く。）

(2) 本学とは雇用関係にないが、本学において研究活動を行う目的で配分機関（本学に競争的研究費等を配分する機関をいう。）に競争的研究費等の申請を行う者

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本学の規程に基づき、外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出に繋がるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともにリスクが懸念される場合には本学へ適切に報告・相談するものとする。

2 研究者は、競争的研究費事業への応募にあたって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、すべての研究資金応募・受け入れ状況に関する情報、すべての所属機関・役職に関する情報など求められる情報を適切に申告するものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てるものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント部局責任者)

第6条 教育研究支援課における研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント部局責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第7条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第8条 委員会の構成員は次に掲げる者とする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 学部長
- (4) 研究インテグリティ・マネジメント部局責任者
- (5) その他学長が必要と認める者

- 2 学長が委員長となり、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 委員長に支障があるときは、あらかじめ指名された委員が議長の職務を代行する。
- 4 委員会の委員は、統括責任者が委嘱する。

(審議事項等)

第9条 委員会は、以下に関する事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る要請に関する事項
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (4) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(専門調査・審議委員会)

第10条 委員会で必要に応じて専門調査・審議委員会を置くことができる。

- 2 専門調査・審議委員会は、委員会が行う第9条第1項の各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。
- 3 専門調査・審議委員会には、必要に応じて第8条第1項の各号に掲げる委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 4 専門調査・審議委員会の委員は、統括責任者が委嘱する。
- 5 専門調査・審議委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門調査・審議委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

(相談窓口)

第11条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応する相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は教育研究支援課で、研究者に対して適切な指導及び助言が必要と判断した場合は、委員会へ情報を共有して、適宜対応を進めることとする。

(事務)

第12条 委員会の事務及び研究インテグリティ・マネジメント部局の運営等の関連業務は教育研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃については、学務委員会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1. この規程は、令和6年8月1日から施行する。

誓 約 書

星槎道都大学 学長 殿

私は、星槎道都大学の公的研究費等の使用・管理に関わる構成員として、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともにリスクが懸念される場合には大学に報告・相談します。
2. 研究活動の透明性の確保に係る情報について、大学の規程に基づき適切に報告します。
3. 競争的研究費事業への応募にあたって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、すべての研究資金応募・受け入れ状況に関する情報、すべての所属機関・役職に関する情報など求められる情報を適切に申告します。

誓約日 年 月 日

所属 学部 学科

氏名（自署）

以 上

研究インテグリティに関する確認リスト

近年、研究活動のグローバル化が進む一方で、研究者に対する外国の政府・機関からの不当な影響により、研究者の意図しない利益相反や技術流失等への懸念が顕在化しています。

この新たなリスクに対応しつつ、国際協力を進んでいくために研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要があります。

本学の研究活動を行う教員に対し、適切な情報開示をお願いしたく、「研究インテグリティ」確保についてチェックリストに基づく確認を年 1 回行うこととします。

【確認事項】

以下の回答欄に「はい」「いいえ」のどちらかに○印を付すこと

NO	項目	確認内容（研究活動一般） ※ 過去 1 年以内を対象	回答	
			はい (ある)	いいえ (ない)
1	研究資金 受け入れ	職務上行う研究活動に対し、学内規程により報告が求められている国内・外を問わず受けた資金で、届出を行っていないものはありますか。		
2	研究資金 以外の 受け入れ	職務上行う研究活動に対して海外の大学・研究機関、企業などから物品の提供（研究施設設備、機器等含む）や報酬、その他（給与、出張費用、講師料等）の支援を受け、報告が求められているのに届出を行っていないものはありますか。		
3	本学以外の 身分	研究活動について国内外を問わず、本学以外の民間企業を含む機関・組織に所属する役職・称号などを、本学に届出を行っていないものはありますか。（兼業や外国のプログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）		
4-1	海外の研究者 との交流	海外研究者と契約（共同研究等）を交わさない交流はありますか。		
4-2		（4-1で「ある」と回答した場合、要回答） リスクが懸念されるような事態の発生や規制対象となりうる場面はありましたか。		
5	全般	研究活動を行う上で利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出、情報流出につながるリスクなどが起こる場面はありましたか		

上記回答内容に相違ありません。

年 月 日

所属学部・学科

氏 名